

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 青色申告の承認取消請求事件、平成●●年(〇〇)第●●号 法人税額等の更正処分取消請求事件

国側当事者・国(四谷税務署長)

平成21年3月27日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
代表者代表取締役	甲
第1事件訴訟代理人弁護士	小林 実
同	藤本 豊大
同	風祭 靖之
被告	国
代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	四谷税務署長
	伊藤 和男
指定代理人	福光 洋子
同	沼田 渉
同	勇 宏一郎
同	中村 秀利
同	緒方 砂保

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件

四谷税務署長が原告に対し平成17年7月1日付けでした青色申告の承認の取消処分を取り消す。

2 第2事件

四谷税務署長が原告に対し平成18年6月30日付けでした原告の平成16年9月1日から平成17年8月31日までの事業年度の法人税額等の更正処分のうち、翌期へ繰り越す欠損金の額9670万3756円を0円とした部分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 (1) 第1事件は、原告が、平成14年9月1日から平成15年8月31日までの事業年度(以下「平成15年8月期」という。)以後の法人税に係る青色申告の承認につき、四谷税務署長から、平成15年8月期における他の会社の名義で行われた商品販売に係る売上げが原告に帰

属するのにこれを帳簿書類の記載から除外したことが法人税法127条1項3号に該当するとして、平成17年7月1日付けで取消処分（以下「本件取消処分」という。）を受けたことから、当該売上げは原告に帰属するものではなく他の会社に帰属するものである等として、本件取消処分の取消しを求めている事案である。

- (2) 第2事件は、原告が、平成16年9月1日から平成17年8月31日までの事業年度（以下「平成17年8月期」という。）の法人税額につき、四谷税務署長から、本件取消処分を前提として平成18年6月30日付けで法人税額等の更正処分（以下「本件更正処分」という。）を受けたところ、本件更正処分は無効な本件取消処分を根拠とするもので違法であるとして、本件更正処分の取消しを求めている事案である。

（以下、平成13年9月1日から平成14年8月31日までの事業年度を「平成14年8月期」といい、平成15年9月1日から平成16年8月31日までの事業年度を「平成16年8月期」という。）

2 関係法令の定め等

- (1) 法人税法（ただし、平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）121条（青色申告）

内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる（1項）。

ア 中間申告書（1号）

イ 確定申告書（2号）

ウ 清算事業年度予納申告書（3号）

- (2) 法人税法57条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）

ア 確定申告書を提出する内国法人の各事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（中略）がある場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する（1項本文）。

イ 1項の規定は、同項の内国法人が欠損金額（中略）の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合（中略）に限り、適用する（10項）。

- (3) 法人税法127条（青色申告の承認の取消し）

121条1項（青色申告）の承認を受けた内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める事業年度までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあったときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす（1項）。

ア （略）（1号、2号）

イ その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること。当該事業年度（3号）

ウ （略）（4号、5号）

- 2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1) 原告は、平成15年10月31日、平成15年8月期の法人税の確定申告書（青色申告）に、所得金額を0円、翌期へ繰り越す欠損金の額を4325万1399円と記載して、法定申告期限までに四谷税務署長に提出した。（甲1の1）
- (2) 原告は、平成16年1月7日、平成15年8月期の法人税につき、所得金額を0円、翌期へ繰り越す欠損金の額を4201万8124円とする修正申告書を四谷税務署長に提出した。（甲1の3）
- (3) 東京国税局査察部は、平成16年12月16日、原告に対し、原告の平成14年8月期から平成16年8月期までの各事業年度の国税犯則取締法に基づく犯則調査を行った（以下「本件税務調査」という。）。(乙4、11、12)
- (4) 四谷税務署長は、平成17年7月1日付けで、原告に対し、平成15年8月期における商品販売に係る売上高（平成14年9月2日の乙からの売上代金6万2857円を含む総額2667万5939円）が原告に帰属するのにこれを帳簿書類の記載から除外したことが法人税法127条1項3号に該当するとして、平成15年8月期以後の法人税に係る青色申告の承認の取消処分をし（本件取消処分）、上記の理由を記載した処分の通知書を原告に送付した。（甲2）
- (5) 原告は、平成17年7月27日、本件取消処分に対する異議申立てをしたところ、四谷税務署長は、同年12月21日付けで当該異議申立てを棄却する決定をした。（甲3）
- (6) 原告は、平成17年11月29日、平成17年8月期において生じた欠損金額を500万6673円、納付すべき法人税額等を△28円、翌期へ繰り越す欠損金（以下「翌期繰越欠損金」という。）の額を9670万3756円と記載した確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）を四谷税務署長に提出した。（甲A1）
- (7) 四谷税務署長は、平成17年12月26日付けで、原告の平成14年期、平成15年8月期及び平成16年8月期の法人税の更正処分（以下「第一次更正処分」という。）をした。
原告は、第一次更正処分を不服として、平成18年1月24日に四谷税務署長に対し異議申立てをしたところ、四谷税務署長は、同年6月30日付けで当該異議申立てを棄却する決定をした。原告は、同年8月21日付けで同決定に対する審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、当該審査請求は法定の不服申立期間を経過した後にされた不適法なものであるとして、同年10月6日付けで、当該審査請求を却下する裁決をした。
なお、第一次更正処分後の平成16年8月期における翌期繰越欠損金の額は0円であった。
(以上につき、甲A3、4)
- (8) 原告は、上記(5)の異議申立て棄却決定を不服として、平成18年1月12日、同決定に対する審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、同年9月22日付けで当該審査請求を棄却する裁決をした。（甲4、20の1）
- (9) 四谷税務署長は、平成18年6月30日付けで、本件取消処分によって、本件確定申告書は青色申告書以外の申告書とみなされることから（法人税法127条1項）、平成17年8月期において生じた欠損金の額は翌期へ繰り越すことができず、第一次更正処分後における平成16年8月期の翌期繰越欠損金の額は0円となるとして、本件確定申告書に記載された翌期繰越欠損金の額9670万3756円を0円と更正する本件更正処分をした。（甲A2）
- (10) 原告は、平成18年7月10日、本件更正処分に対する異議申立てをしたところ、四谷税務署長は、平成19年1月23日付けで当該異議申立てを棄却する決定をした。（甲A3）
- (11) 原告は、平成19年2月13日、上記(10)の決定に対する審査請求をしたところ、東京国

税不服審判所は、同年9月7日付で、当該審査請求を棄却する裁決をした。(甲A4)

(12) 原告は、平成19年3月15日、本件取消処分取消しを求めて、第1事件を提起し、平成20年2月6日、本件更正処分取消しを求めて、第2事件を提起した。(顕著な事実)

3 第2事件における課税の経緯は、別紙1のとおりである。

4 第2事件における課税の根拠及び計算は、以下のとおりである。

(1) 欠損金額 △500万6673円

上記金額は、本件確定申告書に記載された欠損金額である。

(2) 所得金額に対する法人税額 0円

上記金額は、本件確定申告書に記載された法人税額である。

(3) 法人税額から控除される所得税額等 28円

上記金額は、本件確定申告書に記載された法人税額から控除される所得税額等である。

(4) 納付すべき法人税額 △28円

上記金額は、本件確定申告書に記載された納付すべき法人税額(還付すべき税額)である。

(5) 翌期繰越欠損金 0円

四谷税務署長は、原告の平成15年8月期以後の法人税に係る青色申告の承認について、平成17年7月1日付けで、本件取消処分をしたので、原告の本件確定申告書は青色申告書以外の申告書とみなされる(法人税法127条1項)ため、平成17年8月期の欠損金額は、翌期へ繰り越すことができないところ、原告の平成16年8月期における翌期繰越欠損金の額は0円であるから、平成17年8月期における翌期繰越欠損金の額は0円となる。

5 争点

(1) 第1事件の争点は、本件取消処分の適法性、すなわち、法人税法127条1項3号所定の青色申告の取消事由の存否であり、(ア)被告は、本件取消処分の根拠となる事情として、原告は、①複数の会社を販売先及び仕入先(株式会社B(以下「B」という。))を含む。)として架空の売上げ及び架空の仕入れを原告の帳簿書類に計上し(後記争点ア①参照)、②B又は有限会社C(以下「C」という。)の名義で、原告を主体とする商品売買の取引を行い、別紙2のとおり上記各社名義の各預金口座に入金された原告に帰属する売上代金(総額2667万円余)を原告の帳簿書類の記載から除外し(後記争点ア②参照)、③原告が仕入先から商品を仕入れるに当たり、中間に実体のないB及びCを介在させ、原告に帰属する上記各社名義の収益を原告の帳簿書類の記載から除外しており(後記争点ア③参照)、上記①ないし③の事実は法人税法127条1項3号所定の青色申告の取消事由に該当するので、本件取消処分は適法である旨主張し(上記②の事実は本件取消処分の理由とされた取消事由として、上記①及び③の事実は本件取消処分の裁量判断の相当性を基礎付ける事情として主張する趣旨と解される。)、(イ)原告は、上記①の取引はいずれも実体のある取引であり、上記②及び③の各取引におけるB及びCはいずれも実体のある会社であって、各取引による収益は上記各社に帰属する旨主張する。

(2) 第2事件の争点は、本件更正処分の適法性、すなわち、本件取消処分の有効性であり、具体的には、第1事件と同様の点に加え、本件取消処分の無効事由の有無が問題となる(後記争点イ参照)。

(3) したがって、本件の具体的な争点は、以下のとおりとなる。

ア 本件取消処分の適法性

- ① 架空取引の有無
- ② B及びC名義の商品販売に係る収益の帰属
- ③ 原告と仕入先との間にB及びCが介在した商品取引に係る収益の帰属

イ 本件更正処分の適法性

6 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点ア①（架空取引の有無）について

（被告の主張の要旨）

ア 架空取引に至る経緯

原告は、平成12年ころ、インターネット上で価格比較サイトを営んでいたところ、同サイトの将来の成長に興味を持ったD株式会社（以下「D」という。）の出資を受け、株式上場を目指すことになった。そして、原告は、Dから毎月の業績や資金繰りについて状況報告を求められていたことや株式上場のための条件を整備するために、売上げを伸ばすことを企図し、知り合いから紹介された丙こと丙（以下「丙」という。）に相談したところ、同人から、複数の会社の名称（後記イ（ア）a（a）及び（b）の会社名）を提示され、これらの会社名を利用して売上げを計上すればよい旨教示され、また、丙から、B等の会社名義の預金口座に係る預金通帳やキャッシュカード並びに会社印、代表者印及び社判（ゴム印）を交付された。

イ 原告の架空取引等

（ア）原告の架空取引には、以下の二つのものがあった。

- a 原告は、原告の帳簿上、(a)有限会社E（以下「E」という。）、株式会社F（以下「F」という。）及び社名を「G」とする会社（以下「G」という。）の各会社を販売先とする売上げを計上し、(b)B、株式会社H（以下「H」という。）及び株式会社I（以下「I」という。）の各会社を仕入先とする仕入れを計上した（以下、上記(a)及び(b)を併せて「E等との取引」という。）。

これらの取引は、架空販売先と架空仕入先との現金取引を仮装した、帳簿上の操作だけの取引であり、B、H及びIを仕入先とする仕入れを計上したのは、E、F及びGに対する架空売上げを計上するだけでは、利益が過大になり、課税が発生し得るためであった。

- b 原告は、原告の帳簿上、Bから商品を仕入れ、その仕入れた商品を株式会社J（以下「J」という。）に売り上げた旨を計上しているところ（以下「J等との取引」という。）、これらの取引は、商品売買の実体を伴わない架空のものであり、Jから送金された代金は、原告からBに代金として支払われ、後にBからJへ戻されていた。

このような仕組みが採られたのは、E等との取引のような金融機関を利用していない取引だけでは、金融市場における信用力を獲得することができず、株式上場を目指す原告としては効用に限界があるためであった。

（イ）a 上記（ア）の各取引に係る請求書及び領収書等は、原告代表者が、丙から受領した上記各社の社判、会社印及び代表者印を使用して作成していた。

- b また、J等との取引においては、原告は、丙から預かったB又はJ名義の預金通帳を利用して、いったん、前渡金としてB名義の預金口座に資金を送金し、これをB名義の預金口座からJ名義の預金口座に入金し、その後、これを原告に送金して環流させていた。

また、Jの預金口座に係る資金は、原告代表者の妻の名義で購入したリゾートマンションのローンの弁済やその生活費などにも使われていた。

(原告の主張の要旨)

ア Y等との取引について

原告は、インターネットを利用して行う健康食品の通信販売のほかに、丙の紹介する仕入先及び販売先との間で、顧客データ及び寝具セットの仕入れ及び販売を行っていた。寝具セットの販売については、Hから仕入れ、Fに販売し、顧客データについては、I及びBから仕入れ、G及びEに販売していた。これらの取引先は、すべて丙が支配する会社であり、その決済は、丙が原告に対し売上額と仕入額の差額を支払う方法で行われていた（なお、原告代表者は寝具セットの商品の実際の授受にかかわっていないが、仮にこれに係る取引が架空のものであったとしても、それは、丙が行ったものであり、原告としては、同寝具セットの販売は実体のある売買と認識していた。）

イ J等との取引について

原告は、Bから商品を仕入れ、これをJに対し販売していたが、これは、実体のある取引であり、架空取引ではない。

被告は、原告からBに支払われた金員がJに送金され、更に原告に環流した旨主張するが、BからJに対し送金があったのは、平成14年8月7日から平成15年9月9日までの期間のうち、1度にすぎず、しかも、この送金は、短期貸付金である。また、Jの預金通帳から原告へ支払われた金員は、当時、Jが行っていたサッカー留学事業及びサッカー教室運営のホームページ作成費及び運営コンサルタント料である。

ウ 被告は、株式上場を企図していた原告が、Dに対し、業績が向上しているかのごとく見せかけるため、丙が提示した各法人を利用して粉飾取引を行った旨主張する。しかしながら、株式上場には企業経営の健全性、企業内容等の開示の適正等が要求され、関係会社との取引内容等が厳しく審査されるのであるから、株式上場を企図する者であれば、むしろ実体のない取引や、実体がないと疑われる取引を避けようとするのが通常である。また、原告のような新興企業の株式上場の基準は売上げではなく純資産や利益であり、架空仕入れ等をするとは何の意味もない。

エ また、被告は、原告代表者又はその妻がJの預金通帳を保管し、それに係る預金口座の資金を自由に使用していた旨主張するが、それはJから原告代表者又はその妻個人への貸付けであり、原告の資金ではない。

(2) 争点ア② (B及びC名義の商品販売に係る収益の帰属) について

(被告の主張の要旨)

ア 原告は、別紙2のとおり、①Bの名義を利用して、ダイレクトメールを利用したバイアグラ等の通信販売を行い、B名義の預金口座に代金の送金を受け（以下「B名義の本件取引」という。）、また、②Cの名義で、株式会社K（以下「K」という。）と取引し、C名義の預金口座に取引代金の送金を受けた（以下「C名義の本件取引」といい、上記①及び②を併せて「B等名義の本件取引」という。）が、これらは、いずれも、実質的には、原告が主体として行った取引であった。

イ 原告は、Bは、丙が支配していた会社であり、原告とは別個独立の存在である旨主張する。しかしながら、B名義の本件取引に係る売上代金及び仕入代金の入出金に利用される預金口

座の通帳は、原告代表者が管理し、生活費、競馬の勝ち馬投票券の購入、株式又は商品の先物取引等に自由に使用していた。しかも、B等名義の本件取引に係るB及びCが発行する領収書等の原始証ひょうは、原告代表者が作成したものである。このような事情に照らすと、原告は、B及びCを原告の企図するまま自由に支配して利用することができたというべきであるから、B及びCは、実体がなく、原告のダミー会社として利用されたものであり、これらの会社の名義による取引に係る売上げは、実質的には原告の売上げとみるべきである。

(原告の主張の要旨)

ア B及びCは丙が支配している会社であり、原告代表者は、B及びCの関係者として、これらの会社の預金通帳を保管し、また、証ひょう等を作成する等の事務を行っていたにすぎない。したがって、この取引は、原告の取引ではなく、帳簿上これを原告の売上げに計上しなかったことは、原告の青色申告承認の取消事由に当たらない。

イ B名義の本件取引は、もともと原告代表者が経営していた別会社が行っていたバイアグラ等の輸入代行等の事業をBが承継したものであり、ダイレクトメールによりアダルトグッズ、錠剤、ドリンク剤、バイアグラ等の通信販売を内容としている。これは、インターネット上で健康食品を販売していた原告とは、販売商品も販売方法も異にし、両者の間に混同もなかった。顧客からの注文も、Bの事務所として原告代表者の妻の名義で賃貸しているマンションの一室に送付され、当該注文書はそこから原告代表者の住所に転送されていたのであり、原告の本店所在地とは無関係である。

(3) 争点ア③(原告と仕入先との間にB及びCが介在した商品取引に係る収益の帰属)について

(被告の主張の要旨)

ア 原告は、通信販売をしていた健康食品(商品名「L」。以下「L」という。)等の取引に関し、実際の仕入先である株式会社M(以下「M」という。)と原告との中間に、形式上、B及びCを介在させていた。しかしながら、Mに対する商品名、数量、納品先、納期等の指示は、原告代表者によって行われており、Mは、注文請書、納品書及び請求書を原告の事務所に送付しており、原告代表者から、Cの所在地あてに商品を送付するよう指示されたことがなかったのであるから、B及びCは、実体のないものであったというべきである。

イ Lは、平成15年2月、原告とMとが共同で開発した健康食品であり、Mが製造し供給していたことから、本来ならば、原告とMとの間で直接取引できるところであるが、将来Lの販売に関し薬事法等の問題が生じた場合に原告又は原告代表者が表に出ることを回避するためなどの理由により、原告とMとの間にB及びCを介在させたにすぎないのであり、両社の取引に係る収益は、すべて原告に帰属すべきものである。

(原告の主張の要旨)

ア B及びCは丙が支配している会社であり、被告が主張する取引は、Bの取引である。原告代表者は、Bの関係者として、当該取引に関する事務を行っていたにすぎない。したがって、この取引は、原告の取引ではなく、帳簿上これを原告の売上げに計上しなかったことは、青色申告の取消事由に当たらない。

イ 被告はBは実体がない旨主張するが、B名義の預金口座から多額の金員が丙又は同人の支配会社に送金されている。この一部は、Bの事業に係る消費税分、会議費又は映画製作費として使用し、その余は丙が支配する会社である「N」の名義の預金口座に入金していた。原

告代表者が丙の指示により、B名義の預金口座から、丙が支配する会社である上記「N」及び「O」の預金口座に送金したこともある。

ウ なお、原告代表者がBの預金通帳等を管理していたのは、Bを支配していた丙が、その支配下にある者に対し、月当番（以下「月番」という。）としてBの事業の決算に係る税務手続をさせていたことによる。すなわち、丙は、Bの営業拠点を数多く置き、同社の事業を多数の者に管理させていた。そして、丙は、その中から決算の担当者を選定し、「月番」として、Bの事業全体の決算書を作成させ、決算期の5月と11月には税務署に提出させていた。原告代表者は、毎月、丙に対し、原告代表者が管理していたBの事業の内容を報告し、それに関する資料を提出していた。B等の印章及びゴム印は、原告代表者が保管していたもののほか、多数存在した。

エ C名義の預金口座は、平成13年11月30日に丙が新規に開設したものである。原告代表者は、平成15年2月ころ、丙から、取引が大きくなってきたことからCの預金口座も管理するように依頼され、これを管理するようになったものである。Cについても、Bと同様に、多数の預金通帳があり、新規事業部門が発生する都度、当該部門の担当者に、同社名義の口座に係る預金通帳を手交していた。なお、原告が保管していた預金通帳に係る預金口座は、平成17年7月8日の時点では、原告代表者に無断で解約されていた。このような事情からも、Cは、丙が支配している会社であることが明らかである。

オ Bの口座から原告代表者の生活費等が出金されたとしても、それは、原告のためでなく、原告代表者個人のためのものである。

(4) 争点イ（本件更正処分の適法性）について

（被告の主張の要旨）

原告は、平成15年8月期以後の事業年度について本件取消処分を受け、同処分は適法かつ有効であるから、原告が四谷税務署長に提出した本件確定申告書は、「青色申告書以外の申告書」、いわゆる白色申告書とみなされるので（法人税法127条1項後段）、平成17年8月期において生じた欠損金の額は、翌期以降に繰り越すことができないこととなる（同法57条10項）。また、第一次更正処分後の平成16年8月期における翌期繰越欠損金の額は0円であることから、平成17年8月期開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金で、平成17年8月期の所得の計算上、損金の額に算入すべき翌期繰越欠損金は、存しないこととなる（同条1項）。したがって、平成17年8月期における翌期繰越欠損金の額は0円となる。

（原告の主張の要旨）

本件取消処分は無効であり、本件確定申告書は青色申告書であるから、平成17年8月期において生じた欠損金の額（従前の事業年度から繰り越されたものを含め、総額9670万3756円）は、翌期以降に繰り越すことができる（同法57条1項）、これを翌期以降に繰り越すことができないとしてされた本件更正処分は、違法である。

第3 当裁判所の判断

1 争点ア①（架空取引の有無）について

(1) まず、争点ア①のうち、E等との取引について検討する。

ア 被告は、原告が、B、H及びIの各会社を仕入先とし、E、F及びGの各会社を販売先とする取引に係る収支を帳簿書類に記載したことが、これらの取引は架空の取引であり、法人

税法127条1項3号に該当する旨主張する。そして、甲56、乙48ないし51、54及び弁論の全趣旨によれば、原告の帳簿書類には、上記各会社を仕入先及び販売先とする仕入れ及び売上げに関する記載があることが認められる。

イ そこで、これらの記載が法人税法127条1項3号に該当するかどうかについて検討するに、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、上記アの取引に係る帳簿書類の記載がされるに至った経緯について、以下の事実が認められる。

(ア) 原告は、平成11年9月16日に設立され、インターネット上のショッピングモールの開設、インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保存、インターネットを利用した各種情報提供サービス、ダイレクトメール商品カタログの企画・製作等を業とする会社である。(乙3)

(イ) Dは、平成12年3月、IT関連ベンチャー企業を対象として投資を行う目的でファンドを設立したところ、同社の社員は原告に投資の企画を提案し、原告の申出の審査の結果、原告は、平成12年7月ころ、Dから4500万円の出資を受けた。

Dの投資は、株価の上昇により利益を上げることが目的であり、将来、株式上場を目標としていることが前提であった。そして、同社としては、投資してから7年の間に株式を上場できなければ、同社が原告を含む投資先から預託を受けた株式を売却することが想定されており、また、ファンドとしての決算を行う必要があることから、原告を含む投資先に対し毎月の業績及び資金繰りや決算時の状況など財務状況の報告を義務付けていた。

なお、原告の平成15年8月期の決算状況において、売上げも伸び、前期の赤字から、利益が発生する状況に転じたことから、引き続き売上げが伸びていけば、平成16年8月期に株式上場が実現できることが期待され、そのための準備が進められたが、原告が投じた多額の広告費に見合う売上げが実現できず、業績が悪化したため、平成16年8月期における株式上場は見送られた。

(以上につき、甲1の1・7・8、乙1、5、6、8、原告代表者)

(ウ) 原告代表者は、平成11年10月ないし11月ころ、「P事務所」の名称で事務所を開設していた丁こと丁(以下「丁」という。)を訪問し、同人から、丙を紹介され、丙に対し、原告の売上高を毎月2000万ないし3000万円程度に増やす方法を丙に相談した(なお、乙9には、税務調査時の原告代表者の供述として、原告代表者が丙と知り合ったのが平成12年8月ころである旨の記載があるが、後記のとおり、原告とEとの取引が平成12年3月16日に開始されたと認められることによれば、採用できない。)。その際に原告代表者が求めていたのは、原告が営業活動を行い、販路を拡大して売上げを上げるのではなく、既存の事業者間の取引に原告が介在する態様で原告の売上高を増加させる方法であった。これに対し、丙は、B、H及びI並びにE、F及びG等の各会社を紹介し、原告が主としてHとFとの間の寝具及び雑貨の取引並びにIないしBとGないしEとの間の顧客リストの取引に介在することを勧め、原告代表者も丙の提案に賛同し、原告においてこれらの方法を採用することとなった。これらの取引に当たり、原告と丙の間では、①紹介先各会社との取引の窓口はすべて丙が行う、②取引の内容も専ら丙が確認し、原告は紹介先への確認はしない、③紹介先との取引に際しては、丙が指定する会社を仕入先とする、④仕入先会社の取引に関する各種事務や証ひょう類の作成は、原告が行うなどの合意がされた。

原告は、原告の帳簿書類に、(a)平成12年3月16日、Eから受けたホームページ作成費として300万円の売上高を計上し、同年4月10日以降、同社との間の上記顧客リストの取引に係る売上高を計上し、同年11月21日、Gとの間の上記顧客リストの取引に係る売上高を計上し、また、(b)平成13年3月30日、Fから受けた通販代行料として900万円の売上高を計上し、同年4月26日、同社との間の上記寝具及び雑貨に係る売上高を計上した。

(以上につき、甲74、75の1、乙4、7、9、48、49、51、52、54、55、62、65、67、原告代表者)

(エ) 原告は、上記取引に当たり、鳥取から取引の内容について連絡を受け、その連絡の内容のとおり、仕入れ及び販売に係る帳簿書類等を作成したが、実際には商品の授受に関与しなかった。(甲74、乙7、原告代表者)

ウ(ア) 上記イ(イ)ないし(エ)によれば、原告は、昭和12年ころ、Dからの出資を受け、将来的には株式を上場するために、売上げを伸ばそうとしており、その方策として、原告自身の販路を拡大するのではなく、第三者間の既存の取引であるE等との取引に原告が介在する形をとることによって売上高を増やすことを企図したことが認められるが、本件全証拠によっても、上記イ(ア)の事業を業務内容とする原告が、上記各第三者間の取引に介在すべき経済的合理性のある理由は見出せず、かえって、上記イ(ウ)のとおり、その取引内容は、丙から一方的に連絡を受けた内容のものであり、かつ、乙7によれば、原告がDに売上げや資金繰りを報告する急な必要があった場合には、丙からまず金額だけ連絡を受け、その内訳については後に連絡を受けていたことが認められることによれば、上記取引は、その客観的態様自体において、原告の売上高を操作するための実体を欠く取引であったことを疑うに足りる相当の理由があるものであったというべきである。

(イ) a 以上に加え、乙1及び26によれば、原告の経理は、平成15年8月期までは原告代表者の妻が行っていたところ、同人は、本件税務調査の際、原告の経理処理に当たっては、原告代表者のファクシミリ送信による指示により、原告の当期の収支状況を踏まえ、帳簿書類に記載する原告の入出金額を適宜増減していた旨供述したことが認められる。

b また、原告代表者の妻から原告代表者に送信されたファクシミリ文書である乙67の添付資料(同10枚目)には、納付すべき消費税額を0円にするために5800万円ないし7000万円の経費を増やす必要があり、その具体的な方法が記載されており、かつ、その際に取引相手の会社名及び名目を考えるよう要請している箇所があることが認められ、乙67によれば、原告代表者は、上記ファクシミリ文書に必要事項を記載した上でこれを原告代表者の妻に返送したところ、その一部は丙が記入したものであることが認められる。そして、上記記載内容によれば、同文書は、原告の経理に当たっていた原告代表者の妻が、消費税額を0円とするための記載方法を原告代表者に問い合わせたものと認めるのが相当である(なお、この点に関し、乙67には、同ファクシミリ文書は、原告代表者の妻が原告の取引の内容を把握していなかったことからこれを原告代表者に照会したものである旨の原告代表者による説明がある。しかしながら、乙1によれば、原告代表者の妻は、原告の取引に係る伝票、請求書等の内容を会計ソフトに入力することを中心に原告の経理事務を行っていたことが認め

られ、原告代表者に取引の内容を照会する必要があったと考え難いこと、同文書は、取引の客観的内容を確認するものでなく、消費税を0円にするという目的のための方策を具体的に教示するよう求める内容であることなどの事情によれば、上記説明は、採用できない。)

c また、本件税務調査によって原告代表者の居所で差し押さえられた書面である乙53及び56（乙67の添付資料（同16枚目））には、B及びHの平成14年9月以降の仕入高及び売上高が記載され、集計された上で、「今期に計上した金額です。このままにしておきますか？もし取り消した場合」として、上記仕入高及び売上高を修正した金額が表示されている。そして、通常取引において、一定期間の仕入れないし売上げをまとめて修正することは想定し難いこと及び上記bの文書との対比からすると、上記記載は、原告代表者の妻が原告代表者に対しB及びHからの仕入高を事後的に修正するかどうかを問い合わせる趣旨のものと認めるのが相当である。

d そして、以上のように、原告が、丙との間で、紹介先の会社に確認することなく丙の連絡どおりに取引の内容を設定し、かつ、原告の納付すべき税額を減額するなどの目的のために事後的に取引の内容を改変し、これらの操作に基づいて帳簿書類の記載を行っていたことに照らすと、上記取引の内容は、現実に存在した売買によるものでなく、伝票処理による実体のない架空のものであったと認めるのが相当である。

(ウ) なお、前記イ(ウ)及び(エ)のとおり、原告は、第三者間の既存の取引に介在していたにすぎず、Fとの取引に係る商品の授受に関与していなかったのであるから、原告が同社との関係で独自に在庫を保有してこれを販売することは想定されていなかったと推認されるにもかかわらず、乙51の帳簿には、原告が平成14年9月5日、Fに対し在庫の商品を販売した旨の記載があり、甲56の総勘定元帳によっても、これに対応する仕入れがあった形跡は見受けられない。このことから、E等との取引は、商品売買の実体を伴わないものであったことがうかがわれるといえることができる。

エ しかも、原告代表者は、本件税務調査において、当初、E等との取引は架空取引であることを認める旨の供述（同代表者の平成16年12月16日付け質問てん末書である乙4の間16、17）をしていたところ、原告は、これは係官の威圧又は誘導によるものであり、翌日には翻意してこれを否定した旨主張し、原告代表者の甲74、84の陳述書及び尋問結果中には、これに沿う部分があり、同代表者の同月17日付け質問てん末書である乙65には、よく考えると実際に商品の動きがあり架空の取引とはいえない旨の供述記載があるが、上記アないしウで検討したE等との取引に関する客観的・具体的事情（同ウ(イ)cの各差押文書の存在を含む。）に照らし、税務調査当初の供述内容（乙4）はこれらに符合しており具体的かつ自然であるのに対し、架空取引の有無という事柄の性質等にかんがみ、任意の聴取における供述の変遷の理由についての原告の説明はにわかに合理性を認め難く、上記乙65の供述記載も商品の動きに係る客観的・具体的な事実の裏付けを欠いており、この点に関する上記主張も、上記の認定を左右するに足りるものとは認められない。

オ 他方で、原告代表者は、その尋問において、丙に連れられて取引先の事務所を訪問したときに、大量の在庫商品と取引伝票があったことを視認した旨供述し、甲51（メモ）及び74（陳述書）などにもこれに沿う部分があるが、当該在庫商品や取引伝票がE等との取引に係るものであると認めるに足りる証拠はないので、これらの供述等は、上記の認定を左右す

るものではない。

なお、原告は、架空取引を行っていたことが明らかになると株式上場ができなくなるので、原告代表者は丙に対しE等との取引が架空取引でないことについて念を押した旨主張し、原告代表者の供述（甲74、原告代表者）には、これに沿う部分があるが、前記アないしウで検討したE等との取引に関する客観的事情に照らすと、上記主張も、上記の認定を左右するに足りない。

また、原告は、原告には被告の主張するような架空取引をする動機がない旨主張するが、前記イ(ア)及び(イ)のとおり、原告は、平成11年9月16日に設立され、平成12年3月にDから投資を受ける等し、将来は株式を上場することを目標としていたことに照らすと、原告としては、新たに立ち上げた原告の事業について第三者からの出資を募る必要があり、また、Dの投資を受けてから7年の間に株式の上場ができなければ同会社に預託した株式を売却される約定の存在も踏まえ、所定の期限までに株式の上場を実現するために、原告の売上高を伸ばそうとしていたことは容易に想像できる場所であり、当時、原告が高額の売上高を計上する手段として被告の主張に係る架空取引を企図すべき動機を基礎付ける事情がなかったとはいえない（このことは、原告代表者がその尋問において、同代表者は、丙に対し、会社の紹介を受けて当該会社と原告が折衝して新たに取引をしてもらうのではなく、既に取引が行われており売上げが計上できる場所に原告が介入することを依頼した旨供述していることとも符合するものといえる。）ので、原告の上記主張は、前記の認定を左右するに足りない。なお、この点と関連して、原告は、被告が一方で、原告が売上げを伸ばすため架空の取引を行っていた旨主張し（争点ア①）、他方で、原告に帰属するB及びC名義の取引による収益を原告の帳簿書類の記載から除外していた旨主張すること（争点ア③）は一貫しない旨主張している。しかしながら、前記ウ(イ)のとおり、原告は、前者の取引については、納付すべき税額を減額するなどの目的のために事後的に取引の内容を改変し、これらの操作に基づいて帳簿書類の記載を行っており、他方で、後記3(5)及び(7)のとおり、原告は、実際には原告を事業主体とする取引をB及びCが介在するものとして行い、同取引に係るB及びC名義の収益を原告に帰属させており、後者の取引については、原告は当該収益について納税を免れていたことが推認されるので、両者の取引は、原告の納付すべき税額を減ずるといふ動機において軌を一にするものといえるから、原告の上記主張は理由がない。

カ 以上によれば、E等との取引に係る帳簿書類の記載は、架空の取引を仮装するものとして、法人税法127条1項3号に規定する「その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること」に該当するということができ、原告のその余の主張及び原告代表者のこれに沿う供述も、上記の判断を左右するに足りるものとは認められない。

(2) 次に、争点ア①のうち、J等との取引について検討する。

ア 被告は、原告が、Bから商品を仕入れ、これをJに販売した取引に係る収支を帳簿書類に記載したことが、これらの取引は架空の取引であり、法人税法127条1項3号に該当する旨主張する。そして、原告代表者の供述（甲74、乙4、10、46、原告代表者）中には、原告は、平成15年半ばころから、丙又はJの代表者から注文を受け、Bから健康食品を仕入れ、これをJの指定する倉庫に配送する手続をしたとする部分があり、かつ、甲59及び

60によれば、原告の帳簿書類には、J等との取引に係る記載があることが認められる。

イ そこで、上記の記載が法人税法127条1項3号に該当するかどうかを検討するに、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、上記アの取引に係る帳簿書類の記載がされるに至った経緯について、以下の事実が認められる。

(ア) Jは、平成8年10月7日に設立され、コンビニエンス・ストアの経営等を業とする有限会社であり、戊（以下「戊」という。）がその取締役を務めているが、丙も、平成17年12月10日から平成18年6月15日までの間、同社の取締役であった。なお、同社は、一時休眠会社となっていたが、原告との取引に介在させるため、丙が存続させることとしたものである。（乙10、15）

(イ) 平成15年8月7日、Q銀行（当時）新宿支店において、J名義の預金口座が開設された。同口座に係る通帳及びキャッシュカードは京都市内に居住する原告代表者の妻が保管していた。（乙1、11）

同預金口座には、平成15年8月21日及び同月27日、Bから合計3040万円が送金され、平成16年2月5日、そのうち、合計1575万円が原告に送金された。その間、合計450万円がキャッシュカード取引により払い戻されたが、入金はなかった。（乙1、47）

(ウ) 平成15年8月7日、R銀行（当時）六本木支店において、J名義の預金口座が開設され、同口座に係る通帳及びキャッシュカードは東京都新宿区内に所在する原告代表者の居所で保管されていた。

同預金口座には、平成16年6月11日、Bから1800万円が入金され、同日、原告に対し1800万円が送金され、同月17日、Bから980万円が入金され、同日、原告に対し276万7500円が送金され、同月30日、240万円が入金され、同日、原告に対し900万円が送金され、その結果、同口座の残高は、45万1080円となった。（乙11、47）

(エ) 原告代表者の妻は、原告代表者の指示により、J名義の預金口座から、原告代表者個人の諸経費の支払等、すなわち、生活費の支払（月額約50万円）、原告代表者の妻名義のリゾートマンションのローンの返済（月額約3万円）、整理回収機構への返済（月額約30万円）、その他の借入金の返済（月額約25万円）、市民税の支払等に充てた（乙1、32）。

ウ 上記イ(イ)に関し、原告は、B名義による上記入金は、BのJに対する短期貸付金であり、原告への上記送金は、Jの代表者戊のサッカー関連事業のインターネットホームページ作成費及びコンサルタント料である旨主張し、甲60の帳簿及び原告代表者の供述（甲74、原告代表者）中には、これに沿う部分がある。しかしながら、Bからの入金については、それが戊に対し直接行われず、原告が保管する通帳に係る預金口座に入金されるべき合理的な理由は見いだせず、また、原告への送金についても、原告が主張するホームページ作成及びコンサルティングの契約の成立を認めるに足りる的確な証拠がないので、上記各証拠から直ちに、原告の上記主張を認めることはできない。

エ かえって、上記の入出金に利用された預金口座はいずれも原告代表者又はその妻が管理しているものであり、出金額が入金額におおよそ対応しており、その時期も近接していることに照らすと、これらの入金及び送金は、実質的にはBから原告に対する資金の提供を目的と

するものであったとみるのが自然である上、上記イ(エ)のとおり、J名義の預金口座に入金された資金は、原告代表者の妻により、原告代表者個人の諸経費の支払等に充てられていたことによれば、同預金口座に入金された資金はそもそも同社の事業活動のためのものではないものと推認され、また、同時期に行われた前記(1)のE等との取引との態様・経緯の類似性等も併せ考えると、J等との取引も、その客観的態様自体において、取引としての実体を欠くものであったことを疑うに足りる相当の理由があるものであったというべきである。

オ しかも、原告代表者は、本件税務調査において、当初、J等との取引は架空取引であることを認める旨の供述(同代表者の平成16年12月16日付け質問てん末書である乙4の問16、17)をしていたところ、原告は、これは係官の威圧又は誘導によるものであり、翌日には翻意してこれを否定した旨主張し、原告代表者の甲74、84の陳述書及び尋問結果中には、これに沿う部分があり、同代表者の同月17日付け質問てん末書である乙65には、よく考えると実際に商品の動きがあり架空の取引とはいえない旨の供述記載があるが、上記イないしエで検討したJ等との取引に関する客観的事情に照らし、税務調査当初の供述内容(乙4)はこれに符合しており具体的かつ自然であるのに対し、架空取引の有無という事柄の性質等にかんがみ、任意の聴取における供述の変遷の理由についての原告の説明はにわかに合理性を認め難く、上記乙65の供述記載も商品の動きに係る客観的・具体的事実の裏付けを欠いており、この点に関する上記主張も、上記エの認定を左右するに足りるものとは認められない。

カ なお、原告は、上記預金口座から原告代表者又はその妻の生活費等に当てるために出金された金員は、原告代表者又はその妻個人に対する貸付けである旨主張する。しかしながら、乙1、原告代表者尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、これらの出金は、原告代表者又はその妻が一方的に行い、その後丙に報告していたにすぎないことが認められ、上記主張に係る消費貸借契約の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、上記預金口座に入金された資金がJの事業活動のための資金であったと認めるに足りない点に変わりはないので、上記エの認定を覆すに足りない。

キ 以上の諸事情にかんがみると、J等との取引に係る前記アの記載は、法人税法127条1項3号に規定する「その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること」に該当するものというべきであり、原告のその余の主張及び原告代表者のこれに沿う供述も、上記の判断を左右するに足りるものとは認められない。

2 争点ア②(B及びC名義の商品販売に係る収益の帰属)について

上記1の経緯を踏まえ、争点ア②に関し、B及びC名義の商品販売(B等名義の本件取引)について検討する。

(1) 証拠(甲7の2、8の1・2、17の1・2、乙27の1・2、同49、58、59)及び弁論の全趣旨によれば、原告代表者は、別紙2のとおり、平成14年9月2日から平成15年8月29日までの間、B名義で、バイアグラ等の強精剤、育毛剤、男性用避妊具等の通信販売の取引(B名義の本件取引)を行い、その売上金がB名義の預金口座に入金されていたことが認められる。

(2) 被告は、上記B名義の本件取引に係る収益が、いずれも原告に帰属すべきものである旨主張する。そこで検討するに、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告代表者の妻が取締役を務め、原告代表者が経営する有限会社Tは、従前からインターネットを利用したバイアグラの通信販売業を行っていたところ、同社は平成12年9月1日に休業となり、その事業は、平成13年3月ころから、Bの名義で行われるようになった。
(甲6の1・2、乙7、10、25)

イ Bは、平成7年12月12日に設立され、東京都新宿区内に本店を持ち、情報収集分析及び提供業務並びに経営に関するコンサルティング等を目的とする会社として登記されており、同社の代表取締役はSであり、取締役は、丙ほか2名である。(甲18、52)

もともと、Sは、Bの名目上の代表取締役であるにすぎず、同社の業務に携わっていない。また、丙も、Bの個別の業務には携わっていない。Bは、独立の事務所を有しておらず、固有の従業員もいない。(乙10、18、25、63)

ウ 他方、全国において、多数の事業者が、Bの名義で取引を行っている。これらの者は、そもそも、ある程度の事業規模に達した段階でBの会社分割を行うとの条件に誘引され、B名義の取引への参加に応募した者である。いずれの者も、それぞれ、B名義の預金通帳及びBの記名印及び実印を管理しているが、丙もそのすべてを把握していない。(乙10、25、63)

エ Bの経理は、Bの名義で取引を行っている者のうち一人が、適宜交替で、「月番」として、Bの名義で取引を行っている者が保管しているすべての預金通帳の写しの交付を受け、入金を売上げとし、出金を仕入れとして取りまとめて決算し、適宜の期間について税務申告をする方法で行っている。税務申告に当たっては、当該「月番」が申告書を作成し、同人が所在する場所を所轄する税務署に提出して申告を行っている。このような方法を採用するのは、当該「月番」が当該申告書に基づく国税や地方税の均等割りを納付することで納税証明書の発行を受け、金融機関の融資を受けるなどの目的に利用するためである。丙自身は、このような決算又は申告を個別には確認していない。また、上記「月番」は、Bの名義で取引を行っている者のうち一部の者が決めており、丙は、その決定に携わっていない。なお、平成7年から平成17年までの間に、Bが、その登記簿上の本店所在地を所轄する税務署に対し税務申告をしたことはない。(甲11、12、74、乙34、63、64)

オ 原告代表者も、B名義の預金通帳及び同社の印章を保管しており、毎月、丙に対し、同通帳の写しを交付していた。原告代表者が行ったB名義の取引の決済は、この預金口座を利用して行われた。

原告代表者が行ったB名義の取引による収入のうち、約50パーセントは仕入代金に充てられ、約25パーセントは丙に交付され、その余の約25パーセントは原告代表者の株式取引又は商品先物取引(乙28ないし30)の資金に充てられた。

(以上につき、甲74、乙28ないし30、63、64、68、原告代表者)

(3)ア 原告は、原告代表者が行ったB名義の取引は、Bの一部門の事業として、原告の業務とは別の事務所で、原告の従業員をこれに従事させず、会計も原告とは別にして行っており、株主構成、販売商品・販売方法、広告及び顧客層も異なっていた旨主張し、甲7の1(Zの上申書)並びに原告代表者の甲74の陳述書及び尋問結果等にはこれに沿う部分がある。

イ しかしながら、前記(2)イのとおり、Bは固有の事務所を持たず、原告代表者が行ったB名義の通信販売の取引は、原告代表者の妻名義で賃借された事務所の住所を顧客の申込先(Bの事務所の住所)と表示して行われていた(甲43、乙27の1・2、同57)。

ウ また、Bの上記通信販売においては、まず、顧客あてにダイレクトメールを送付し、顧客からファクシミリ等による申込みを受け、販売代金の入金を確認された後、商品を顧客に発送する方法で取引が行われていたところ、Bあての注文は、原告の事務所のファクシミリ機器又はパソコンを通じて行われていた（乙4、8）のであるから、この点においても、原告とBの区別がされていたということはできない（この点に関し、原告は、Bに対し、不要となった事務所を貸していた旨主張するが、独立した企業間の取引であれば、賃料等の授受があるのが自然であるところ、本件全証拠によっても、Bと原告との間で賃料が取り決められ、Bが原告に対し賃料を支払っていた形跡はうかがわれず、上記主張は理由がない。）。

エ 原告の従業員のBの取引に対する関与については、乙19によれば、原告自身の業務に関しても、営業活動、商品の仕入れの発注数等の決定及び預金口座への入出金は、いずれも原告代表者が自ら行っていたことが認められるので（原告代表者尋問の結果中にはこれに反する部分があるが、乙19及び弁論の全趣旨に照らし、採用できない。）、原告の従業員が上記(1)の取引に係る受発注ないし配送関連の業務を行っていなかったとしても、直ちに、原告とBが人的側面で区別されていたということはできない。

オ さらに、乙8によれば、原告はBの資金を用いて試用販売の商品を仕入れていたが、これには代金引換便によるものが多く、その場合には、その試用販売の売上代金は運送業者から原告に対し支払われる代金引換便に係る売上代金に計上されていたことが認められ、また、前記(2)オのとおり、B名義の預金口座からは、仕入代金名目の金員のみならず、株式取引又は商品先物取引のための資金等が支出されていたことに照らすと、これらの資金は原告が自由に使える性質のものであったことが推認され、資金の面でも、原告とBが明確に区別されていたということはできない。

なお、原告は、上記支出は、原告でなく、原告代表者個人に対する貸付けであった旨主張し、乙8及び原告代表者尋問の結果中には、これに沿う部分がある。しかしながら、前記のとおり、Bの「月番」は、Bの名義で取引を行う者が保管する預金通帳の入出金によりBの収支を把握していたところ、原告が主張するような個人的な貸付けの存在は、このような会計処理方法と相容れない上、乙5（原告代表者の質問てん末書）には、上記支出はB名義の預金口座から出捐され、原告が借り入れた資金であることから、当該株式取引又は商品先物取引も原告に帰属するものであるとする部分及びこれらの取引の規模も原告の業績の向上とともに拡大していたとする部分があり、また、乙64（丙の質問てん末書）には、丙が上記株式又は商品先物取引はBとして行っていると認識しているとする部分があり、これらによれば、いずれにしても、同支出が原告代表者個人に対する貸付けであったと認めることはできない（なお、原告は原告代表者が上記支出に相当する金員を返済した旨主張し、甲86及び87の1ないし5（B名義の預金通帳）を提出するが、原告が指摘する入金趣旨を明らかにできる的確な証拠はないのみならず、上記の諸事情にも照らし、その入金が債務の弁済行為に当たると認めるには足りない。）。

カ 上記イないしオの諸事情に照らすと、原告代表者が行ったB名義の本件取引は、原告の事業との区別がされているとはいえず、原告の上記アの主張は採用し難い。

なお、原告は、原告はインターネットにより主として女性顧客に対し健康食品等の商品を販売していたのに対し、Bは、ダイレクトメールにより主として男性顧客に対し男性用強精剤・育毛剤・男性用避妊具等を販売しており、販売商品・販売方法、広告及び顧客層が異な

っていた旨主張する。しかしながら、前記(2)で認定した事実によれば、原告が、丙から、B名義を利用した取引方法を紹介され(前記(2)ウないしオ)、この仕組みに参加する目的で、いったん休業となっていたTが行っていた(前記(2)ア)のと同じ業務を、原告の一事業として、B名義を利用して行うことを企図したことは容易に推認される。そして、仮に、B名義の本件取引と原告の他の取引との間で販売・広告の手法や顧客層が異なっていたとしても、それは、販売する商品の一方が男女の別と関係のない健康食品であり、他方が男性用の強精剤等であるという商品の性質の違いに由来するものにすぎず、B名義を利用した取引方法を用いてその仕組みに参加する上でそれらの相違が何ら支障となるものではないとみることができ、前記イないしオの各事情にかんがみると、他に上記推認を覆すに足りる事情はうかがわれないというべきであるから、原告の上記主張は、上記認定を左右するに足りない(なお、原告は、Bが原告とは別法人のTの事業を承継したものであることから、Bと原告の取引は全く別個の取引である旨主張するが、上記のとおり、原告がB名義の本件取引を開始した時点でTは休業しており(前記(2)ア)、その事業も中断していたとみるべきであるから、B名義の本件取引がこれを承継したものであるということはできず、むしろ、前記イないしオの各事情を併せ考慮すると、B名義の本件取引は、Tが休業前に行っていた業務と同様の方法で、原告代表者が有していた同社の業務に関するノウハウを利用して行われたものとみるのが自然であり、これを覆すに足りる事情はうかがわれないので、原告の上記主張はその前提を欠き、理由がない。)

また、原告は、原告とBが、その株主構成において異なっていた旨主張する。しかしながら、前記(2)ウないしオ及び後記(4)のとおり、全国において、多数の者がBの名義を利用して、各々の取引を行っており、このことによれば、原告のB名義の本件取引も、これら多数の者による取引と同様に、単に形式のみBの名義を借用して、実質上は原告自身の取引を行ったものとみるのが自然であるから、原告の上記主張は、前記認定を左右するに足りるものではない。

- (4) 以上を踏まえ、上記(2)アないしオの諸事情に照らすと、B名義の取引は、各地においてB名義で取引を行っている事業者が、全国においてB名義で行われた取引の結果を取りまとめ、その総額が一個の事業体の事業に係る収支であるかのような外観を作出し、金融機関の融資を受けるなどの目的に利用するために便宜的に行われており、B自体としては取引の実体を欠き、実質的には各事業者の事業として行われ、当該各取引に係る収益もその主体としての各事業者に帰属するものというべきところ、上記(3)イないしオの諸事情並びに前記1(1)の架空取引に係る原告及び原告代表者とB及び丙との関係等の事情を併せ考慮すると、原告代表者が行ったB名義の本件取引も、原告の事業との区別がされることなく、上記の全国的なB名義の取引の一環として行われたものであり、B自体としては取引の実体を欠き、実質的には原告の事業として行われたものであって、当該取引に係る収益も、その主体としての事業者である原告に帰属するものと認めるのが相当である。
- (5) 被告は、別紙2の一部であるKからC名義の預金口座に入金された金員も原告に帰属する旨主張するところ、乙24によれば、平成15年2月24日、R銀行(当時)六本木支店におけるC名義の預金口座にKから100万円が入金されたことが認められる。この入金の趣旨は明らかでないが、乙11によれば、同預金口座に係る通帳は原告代表者が保管していたことが認められること及び後記3のとおり、同預金口座は、MとCとの取引の決済口座として利用さ

れていたところ、同取引において、Cは取引主体としての実体を欠き、名目的な立場にあり、当該取引に係る収益は原告に帰属するものであったと認められることによれば、上記の入金額も、原告に帰属するものと推認され、この認定を覆すに足りる証拠はない。

(6) 原告は、原告代表者がB名義の預金の一部を丙に送金し又は交付していたことから、同名義の預金は丙が支配し同人に帰属するものである旨主張し、甲22、23、74（原告代表者作成のファクシミリ文書、メモ及び陳述書）等にはこれに沿う部分がある。

しかしながら、原告の主張によれば、原告代表者は丙の求めるままに、B名義の口座から資金を払い戻し、これを丙に手交し、丙は自分が支配する他社の預金口座にこれを入金するなどしていたことになるが、仮にB名義の本件取引がBの事業の一部として行われていたのであれば、しかるべき会計処理を経ずにBの資金を支出して他社の口座に入金することは想定し難い。のみならず、前記のとおり、原告代表者もB名義の預金の一部を自己個人の用に供していたことに照らすと、原告代表者がB名義の預金の一部を丙に交付していたとしても、そのことをもって、直ちに原告代表者が管理するB名義の預金が丙が支配し同人に帰属するものということとはできない。

なお、原告は、B名義の多額の預金がN等の丙の支配する会社に流れていること等から、B及びCは丙が支配する会社である旨主張するが、調査囑託の結果を含む本件全証拠によっても、この金員支払の性質は明らかでなく、前記(2)ウないしオのとおり、全国において、多数の者がBの名義を利用して、各々の取引を行っていたことに照らすと、これらの取引による収益の一部が当該取引を紹介した丙に名義利用の謝礼等の趣旨で交付されていたとしても、そのことをもって、丙が各々の取引について実質的な関与をし又は上記B名義で行われた各々の取引の主体であったと認めるに足りるものではない。

(7) 以上によれば、B等名義の本件取引は、原告を事業主体とする取引として行われたものであり、同取引に係る収益である別紙2の入金額（総額2667万円余）はいずれも原告に帰属するものと認めるのが相当であり、これを原告の帳簿書類に記載しなかったことは、法人税法127条1項3号にいう「その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること」に該当するというべきであって、原告のその余の主張及び原告代表者のこれに沿う供述も、上記の判断を左右するに足りるものとは認められない。

3 争点ア③（原告と仕入先との間にB及びCが介在した商品取引に係る収益の帰属）について

上記1及び2の経緯を踏まえ、争点ア③に関し、原告と仕入先との間にB及びCが介在した商品取引について検討する。

(1) 被告は、原告がインターネットで広告して一般客に通信販売をしていた健康食品等の取引に関し、実際の仕入先であるMと原告との中間に形式上B及びCを介在させていたが、両社は実体を欠いていることから、両社の当該取引に係る収益は原告に帰属する旨主張する。

(2) そこで検討するに、甲53及び乙14によれば、Cは、平成7年に設立され、情報収集分析及び提供業務並びに経営に関するコンサルティング等を目的とする有限会社であり、丙がその取締役就任している旨の商業登記がされていることが認められる。また、甲28、31、乙11及び弁論の全趣旨によれば、平成13年11月30日、同社名義の預金口座が開設され、原告代表者が同預金口座に係る預金通帳を保管していたことが認められる。

(3) また、上記(1)の取引の流れについて、原告代表者の供述には以下の内容の部分があり、甲

47、74、乙4、8、23、68等にも同旨の記載がある。そして、これらの証拠に加え、甲13の1ないし13、同38の1の1ないし7、同38の2の1ないし3、乙37、38、54、57、58、69、71及び弁論の全趣旨によれば、当該取引の流れは、BがCから健康食品等の商品を仕入れ、原告に当該商品を販売するという形態が採られていたことが認められる。

ア 原告がBから仕入れ、一般客に販売していた商品の一つは、原告がMと協力して開発した健康食品であるLである。Lについては、Cが製造者と位置付けられ、同社から卸業者と位置付けられたBに販売され、Bから原告に販売されたが、実際には、Cと製造委託契約を締結し、Cの下請業者と位置付けられたMが原材料を調達し、加工会社にその加工を依頼して製造し、原告の依頼により直接納品先に商品を配送していた。また、顧客からの注文は、原告のパソコンに受信され、これに基づき、原告代表者が、送信者名をBとするファクシミリ機器を利用して、Mに注文数及び納品先を連絡し、Mは、商品を配送会社に交付し、指定された納品先に商品を配送した。

Lの単価は、MからCへの供給価格が3000円、CからBへの卸価格が3500円とされ（なお、乙23には、単価が3490円であった旨の記載がある。また、この単価はその後4000円に変更された。）、Bから原告への卸価格はおおむね7000円とされ、実際には7200円ないし8100円で仕入れており、原告の販売価格はおおむね1万4000円であった。

イ 原告は、Lのほかに「U」や「V」等の健康食品を、Bを仕入先として、一般客に販売していた。これらについても、Lの場合と同様に、顧客からの注文は原告のパソコンに受信され、これに基づき、原告代表者が、送信者名をBとするファクシミリ機器を利用して、各商品の製造者（「U」の場合は株式会社W、「V」の場合はM）に注文数及び納品先を連絡し、これらの製造者は、商品を配送会社に交付し、指定された納品先に商品を配送した（なお、B名義の発注をするに当たり、原告代表者は、原告の事務所（新宿区所在）から、原告代表者がBの事務所として利用していた別の事務所（新宿区所在）に赴き、同事務所からMに対し、B名義の発注書をファクシミリ送信していた。また、原告代表者は、株式会社Wに発注する際には「X」の名称を使用していた。）。

(4) 他方、掲記の証拠には、以下の内容の記載・供述がある。

ア CをLの製造者としたのは、Lの販売に当たり、行政庁との折衝が必要であったところ、これにたけていた同社の代表者である丙がこれに当たるのが便宜であったためである（仮にBを製造者とする、同社の代表者が上記折衝に対応せざるを得なくなるが、同社の代表取締役は名目上の代表者にすぎず、適任ではなく、また、丙が同社の代表権のない取締役として折衝に当たるためには、煩雑な手続が必要となる。）。のみならず、丙は、行政手続や関係法規に照らし、所要の事項の表示方法やLの広告方法などの検討にも携わった。（甲47、74、乙25）

CをLの製造者とした上で、Bを卸業者としたのは、Bが、それまで、Lの主要な成分である「V」という商品をMから仕入れ、原告に販売していたためである。（甲74、原告代表者）

イ U等の商品の仕入れにBを介在させたのは、仕入先との約束で定価未満の販売が禁じられていた商品を、原告が定価未満で販売しても、どこから流出したかが分からないようにする

ためであった。(乙8、41、42、68、原告代表者)

(5) 以上を踏まえて、まず、Bについて検討するに、前記2で検討したところによれば、各地で複数の事業者がBの名義を利用して行っていた取引及びその一環として行われたB名義の本件取引は、B自体としては取引の実体を欠き、実質的には各事業者及び原告の事業として行われ、当該取引に係る収益も各事業者及び原告に帰属するものであったと認められるところ、上記(2)及び(4)の諸事情、特に、上記(1)の取引のうちU等の取引において、Bは原告による定価未満での商品販売が製造業者に判明しないようにするために名目上の仲介者として位置付けられたにすぎないこと(上記(4)イ)等に加え、前記1(1)の架空取引及び同2(1)のB名義の取引に係る原告及び原告代表者とB及び丙との関係等の事情を併せ考慮すると、本件における上記(1)のBが介在する取引についても、上記と同様に、B自体としては仲介業者としての取引の実体を欠き、実質的には原告の事業として行われ、当該取引に係るB名義の収益も原告に帰属するものであったと認めるのが相当である。

(6) 次に、Cについて検討する。

ア Bの帳簿書類である甲57及びCの取引履歴である乙24には、平成15年3月から7月までにおけるCとB及びBと原告との取引状況については、後記①ないし④のとおりに記載があるが、これらの記載によれば、C名義の預金口座からMへの支払状況及びBからCへの支払状況は、原告のBに対する受発注の状況と整合性を欠く。このことと、後記④のとおりMが多額の未払があるままCと取引の継続(甲57参照)を維持すべき事情は見いだせないこと(なお、甲57には、BからCに対し、現金による支払があった旨の記載はない。)に照らすと、Cは、専ら同社の代表者である丙がLに関する行政官庁との折衝を行えるようにするために、単なる名目上の製造者としてMとBの取引に介在したものにすぎず(甲46の1・2によれば、丙は、現に同社の代表者としてLの製造販売について行政庁と折衝していたものと認められる。)、製造者又は仲介者としての実体を欠くことがうかがわれるということが出来る(なお、乙31によれば、C名義の預金口座は平成17年7月8日の時点で解約されていたことが認められるが、前記(5)イ(ア)のとおり、原告代表者も同預金口座への入出金を行っていたのであり、かつ、同月1日の本件取消処分から上記解約までの経緯は明らかでないので、同解約の事実は、上記認定を左右するに足りない。)

(記載内容)

① Bの原告に対する売上げ(前受金分を含む。)

平成14年5月	合計2990個
6月	合計4800個
7月	合計6040個

② BのCからの仕入れ

平成14年5月31日	1098万8250円(2990個)
6月30日	1782万3750円(4850個)
7月31日	4775万3843円(10969個及び「V」10959個の合計)

③ BのCに対する支払

平成14年5月21日	300万円
5月30日	300万円

6月20日 1449万0525円

7月22日 2318万4525円

④ CのMに対する支払

平成14年3月28日 162万2250円

5月21日 300万円

5月30日 300万円

7月24日 474万2217円

イ そして、乙25並びに上記(2)及び(3)の各事実によれば、Bと同様に多数の事業者がC名義で取引を行っており、同社名義の取引においても、丙は、C名義の預金通帳を原告代表者に保管させ、入出金をさせていたことが認められるところ、このようにC名義の取引の形態がB名義の取引と同様であることに加え、前記(4)ア及び上記アのとおり、CをLの製造者として位置付けたのは、同社の代表者である丙が行政官庁との折衝をする際の便宜のための名目にすぎなかったこと、前記1(1)の架空取引及び同2(1)の他社名義の取引に係る原告及び原告代表者と他社及び丙との関係等の事情を併せ考慮すると、本件における上記(1)のCが介在する取引についても、同(1)のBが介在する取引と同様に、C自体としては製造者又は仲介者としての取引の実体を欠き、実質的には原告の事業として行われ、当該取引に係るC名義の収益も原告に帰属するものであったと認めるのが相当である。

(7) なお、原告は、B及びCは、商品の取引により独自の利益を得ている旨主張する。しかしながら、前記(5)及び(6)によれば、全国で多数の事業者がB又はCの名義を利用して各々の取引を行っており、本件における取引について、B又はCが原告とは別個の取引主体としての実体を有していたと認めるに足りる事情はうかがわれないのであるから、B及びCが取引に介在していたかのような価格設定がされていたとしても(前記(3)ア)、そのことから、B及びCが、本件における商品の取引により、独立の取引主体として独自の利益を得ていたと認めることはできない。したがって、原告の上記主張は理由がない。

(8) 以上によれば、上記(1)のB又はCが介在する取引は、いずれも原告を事業主体とする取引として行われたものであり、同取引に係る両社名義の収益はいずれも原告に帰属するものと認めるのが相当であり、これを原告の帳簿書類に記載しなかったことは、法人税法127条1項3号に規定する「その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること」に該当するというべきであり、原告のその余の主張及び原告代表者のこれに沿う供述も、上記の判断を左右するに足りるものとは認められない。

4 争点ア(本件取消処分 of 適法性)について(小括)

(1) 前記1ないし3によれば、①原告がB等名義の本件取引に係る原告に帰属する売上代金(別紙2)を原告の帳簿書類の記載から除外したこと(争点ア②関係)は、法人税法127条1項3号に規定する青色申告の取消事由に該当し、本件取消処分はこのことを理由とするものであることに加え、②原告が、架空の売上げ及び架空の仕入れを原告の帳簿書類に計上し(争点ア①関係)、原告と仕入先との間にB及びCが介在する取引に係る原告に帰属する上記各社名義の収益を原告の帳簿書類の記載から除外したことも、同号に規定する青色申告の取消事由に該当すること(争点ア③関係)を併せ考慮すれば、本件取消処分は、法定の取消事由に基づくものと認められ、かつ、裁量権の範囲の逸脱又は濫用も認められず、適法であるというべきであ

る。

(2) なお、原告は、当初、本件取消処分の理由付記が不十分である旨主張していたので、念のため付言するに、法人税法127条2項所定の理由付記は、取消事由の有無についての処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、承認の取消しの理由を処分の相手方に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるという同項の趣旨・目的に照らし、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたかを処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものであることを要すると解されるところ（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同49年6月11日第三小法廷判決・訟務月報20巻9号170頁参照）、前記前提事実(4)によれば、本件取消処分の通知書における理由の付記の内容は、原告がB等名義の本件取引に係る売上代金（別紙2）を原告の帳簿書類の記載から除外したこと（争点ア②関係）が法人税法127条1項3号に該当することが当該処分の理由であること、すなわち、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものであるといえるので、本件取消処分は同項所定の理由の付記にも欠けるところはなく、適法であるというべきである。

5 争点イ（本件更正処分の適法性）について

前記1ないし4の本件取消処分に関する検討を踏まえ、争点イに関し、本件更正処分について検討する。

(1) 前記1ないし4によれば、本件取消処分は適法であり、無効事由の存在は認められない以上、有効である。

(2) そして、原告は、平成15年8月期以後の事業年度について本件取消処分を受けていることから、原告が四谷税務署長に提出した本件確定申告書は、「青色申告書以外の申告書」（いわゆる白色申告書）であるとみなされるので（法人税法127条1項）、平成17年8月期において生じた欠損金の額は、翌期以降に繰り越すことができず（同法57条10項）、また、第一次更正処分後の平成16年8月期における翌期繰越欠損金の額は0円であることから、平成17年8月期開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金で、平成17年8月期の所得の計算上、損金の額に算入すべき翌期繰越欠損金は、存しないこととなる（同条1項）ので、平成17年8月期における翌期繰越欠損金の額は0円となる。

このことを前提とする以上、平成17年8月期における原告の法人税の課税の根拠及び計算は、第2の4のとおりである。そして、本件更正処分に係る原告の翌期繰越欠損金の額は、上記第2の4の課税の根拠及び計算による翌期繰越欠損金の額と同額であるから、本件更正処分は、適法である。

6 以上によれば、本件取消処分は適法であり、かつ、これを前提とする本件更正処分も適法である。

第4 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり、判決する。

東京地方裁判所民事第2部
裁判長裁判官 岩井 伸晃
裁判官 本間 健裕

裁判官 倉澤 守春

本件更正処分の経緯

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	翌期繰越欠損金額
確定申告	17. 11. 29	▲5,006,673円	0円	96,703,756円
更正処分	18. 6. 30	▲5,006,673円	0円	0円
異議申立て	18. 7. 10	▲5,006,673円	0円	96,703,756円
異議決定	19. 1. 23	棄却		
審査請求	19. 2. 13	▲5,006,673円	0円	96,703,756円
裁 決	19. 9. 6	棄却		

売上高除外明細書（15年8月期）

（単位：円）

年 月 日	①入金額	③税抜金額 (①-②)		振 込 人
		②内消費税額		
平成14年9月2日	66,000	3,143	62,857	
平成14年9月3日	114,000	5,429	108,571	
平成14年9月4日	18,000	857	17,143	
平成14年9月5日	61,000	2,905	58,095	
平成14年9月5日	66,000	3,143	62,857	
平成14年9月6日	57,000	2,714	54,286	
平成14年9月9日	98,000	4,667	93,333	
平成14年9月9日	69,000	3,286	65,714	
平成14年9月9日	70,000	3,333	66,667	
平成14年9月9日	36,000	1,714	34,286	
平成14年9月10日	35,000	1,667	33,333	
平成14年9月11日	17,000	810	16,191	
平成14年9月11日	66,000	3,143	62,857	
平成14年9月17日	60,000	2,857	57,143	
平成14年9月17日	65,000	3,095	61,905	
平成14年9月17日	65,000	3,095	61,905	
平成14年9月18日	30,000	1,429	28,571	
平成14年9月18日	38,000	1,810	36,191	
平成14年9月18日	57,000	2,714	54,286	
平成14年9月18日	56,000	2,667	53,333	
平成14年9月19日	57,000	2,714	54,286	
平成14年9月20日	57,000	2,714	54,286	
平成14年9月20日	35,000	1,667	33,333	
平成14年9月24日	36,000	1,714	34,286	
平成14年9月24日	18,000	857	17,143	
平成14年9月25日	50,000	2,381	47,619	
平成14年9月27日	50,000	2,381	47,619	
平成14年9月27日	62,000	2,952	59,048	
平成14年9月30日	53,000	2,524	50,476	
14年9月分計	1,562,000	74,381	1,487,619	
平成14年10月1日	69,000	3,286	65,714	
平成14年10月2日	54,000	2,571	51,429	
平成14年10月3日	56,000	2,667	53,333	
平成14年10月3日	50,000	2,381	47,619	
平成14年10月3日	56,000	2,667	53,333	
平成14年10月7日	56,000	2,667	53,333	
平成14年10月7日	18,000	857	17,143	
平成14年10月7日	56,000	2,667	53,333	
平成14年10月8日	38,000	1,810	36,191	
平成14年10月8日	35,000	1,667	33,333	
平成14年10月8日	89,000	4,238	84,762	
平成14年10月11日	56,000	2,667	53,333	
平成14年10月11日	60,000	2,857	57,143	
平成14年10月16日	49,000	2,333	46,667	
平成14年10月16日	66,000	3,143	62,857	
平成14年10月16日	16,000	762	15,238	

年 月 日	①入金額	③税抜金額 (①-②)		振 込 人
		②内消費税額		
平成14年10月17日	132,000	6,286	125,714	
平成14年10月17日	56,000	2,667	53,333	
平成14年10月17日	68,000	3,238	64,762	
平成14年10月21日	17,000	810	16,191	
平成14年10月21日	56,000	2,667	53,333	
平成14年10月21日	132,000	6,286	125,714	
平成14年10月21日	38,000	1,810	36,191	
平成14年10月21日	40,000	1,905	38,095	
平成14年10月21日	15,000	714	14,286	
平成14年10月21日	34,000	1,619	32,381	
平成14年10月22日	55,000	2,619	52,381	
平成14年10月22日	49,000	2,333	46,667	
平成14年10月22日	56,000	2,667	53,333	
平成14年10月22日	18,000	857	17,143	
平成14年10月22日	73,000	3,476	69,524	
平成14年10月22日	55,000	2,619	52,381	
平成14年10月22日	5,000	238	4,762	
平成14年10月22日	38,000	1,810	36,191	
平成14年10月23日	35,000	1,667	33,333	
平成14年10月23日	55,000	2,619	52,381	
平成14年10月23日	127,000	6,048	120,952	
平成14年10月23日	5,000	238	4,762	
平成14年10月23日	65,000	3,095	61,905	
平成14年10月23日	56,000	2,667	53,333	
平成14年10月23日	56,000	2,667	53,333	
平成14年10月24日	15,000	714	14,286	
平成14年10月24日	65,000	3,095	61,905	
平成14年10月25日	35,000	1,667	33,333	
平成14年10月25日	35,000	1,667	33,333	
平成14年10月25日	39,000	1,857	37,143	
平成14年10月25日	65,000	3,095	61,905	
平成14年10月25日	18,000	857	17,143	
平成14年10月25日	60,000	2,857	57,143	
平成14年10月25日	18,000	857	17,143	
平成14年10月25日	18,000	857	17,143	
平成14年10月28日	17,000	810	16,191	
平成14年10月28日	53,000	2,524	50,476	
平成14年10月28日	16,000	762	15,238	
平成14年10月28日	54,000	2,571	51,429	
平成14年10月28日	54,000	2,571	51,429	
平成14年10月28日	56,000	2,667	53,333	
平成14年10月28日	35,000	1,667	33,333	
平成14年10月29日	55,000	2,619	52,381	
平成14年10月29日	43,000	2,048	40,952	
平成14年10月29日	56,000	2,667	53,333	
平成14年10月29日	39,000	1,857	37,143	
平成14年10月29日	56,000	2,667	53,333	
平成14年10月29日	61,000	2,905	58,095	
平成14年10月30日	61,000	2,905	58,095	

年 月 日	①入金額	③税抜金額 (①-②)		振 込 人
		②内消費税額		
平成14年10月30日	16,000	762	15,238	
平成14年10月30日	17,000	810	16,191	
平成14年10月30日	36,000	1,714	34,286	
平成14年10月30日	23,000	1,095	21,905	
平成14年10月30日	49,000	2,333	46,667	
平成14年10月30日	69,000	3,286	65,714	
平成14年10月30日	16,000	762	15,238	
平成14年10月31日	34,000	1,619	32,381	
平成14年10月31日	65,000	3,095	61,905	
平成14年10月31日	34,000	1,619	32,381	
平成14年10月31日	49,000	2,333	46,667	
平成14年10月31日	65,000	3,095	61,905	
14年10月分計	3,657,000	174,142	3,482,858	
平成14年11月1日	56,000	2,667	53,333	
平成14年11月1日	53,000	2,524	50,476	
平成14年11月1日	34,000	1,619	32,381	
平成14年11月1日	49,000	2,333	46,667	
平成14年11月1日	61,000	2,905	58,095	
平成14年11月1日	48,000	2,286	45,714	
平成14年11月1日	97,000	4,619	92,381	
平成14年11月5日	20,000	952	19,048	
平成14年11月5日	17,000	810	16,191	
平成14年11月6日	65,000	3,095	61,905	
平成14年11月7日	57,000	2,714	54,286	
平成14年11月7日	18,000	857	17,143	
平成14年11月7日	17,000	810	16,191	
平成14年11月8日	49,000	2,333	46,667	
平成14年11月14日	56,000	2,667	53,333	
平成14年11月14日	49,000	2,333	46,667	
平成14年11月14日	65,000	3,095	61,905	
平成14年11月15日	18,000	857	17,143	
平成14年11月15日	37,000	1,762	35,238	
平成14年11月15日	5,000	238	4,762	
平成14年11月18日	34,000	1,619	32,381	
平成14年11月18日	66,000	3,143	62,857	
平成14年11月18日	90,000	4,286	85,714	
平成14年11月19日	17,000	810	16,191	
平成14年11月19日	33,000	1,571	31,429	
平成14年11月20日	18,000	857	17,143	
平成14年11月27日	10,000	476	9,524	
平成14年11月27日	46,000	2,191	43,810	
平成14年11月27日	58,000	2,762	55,238	
平成14年11月28日	19,000	905	18,095	
平成14年11月29日	32,000	1,524	30,476	
14年11月分計	1,294,000	61,619	1,232,381	
平成14年12月2日	35,000	1,667	33,333	
平成14年12月3日	36,000	1,714	34,286	
平成14年12月3日	42,000	2,000	40,000	
平成14年12月5日	56,000	2,667	53,333	

年 月 日	①入金額	③税抜金額 (①-②)		振 込 人
		②内消費税額		
平成14年12月5日	53,000	2,524	50,476	
平成14年12月6日	18,000	857	17,143	
平成14年12月9日	56,000	2,667	53,333	
平成14年12月10日	90,000	4,286	85,714	
平成14年12月10日	39,000	1,857	37,143	
平成14年12月11日	60,000	2,857	57,143	
平成14年12月13日	54,000	2,571	51,429	
平成14年12月16日	35,000	1,667	33,333	
平成14年12月16日	56,000	2,667	53,333	
平成14年12月16日	112,000	5,333	106,667	
平成14年12月17日	55,000	2,619	52,381	
平成14年12月17日	55,000	2,619	52,381	
平成14年12月18日	36,000	1,714	34,286	
平成14年12月18日	12,000	571	11,429	
平成14年12月18日	39,000	1,857	37,143	
平成14年12月18日	35,000	1,667	33,333	
平成14年12月20日	56,000	2,667	53,333	
平成14年12月20日	66,000	3,143	62,857	
平成14年12月24日	70,000	3,333	66,667	
平成14年12月24日	60,000	2,857	57,143	
平成14年12月25日	85,000	4,048	80,952	
平成14年12月25日	59,000	2,810	56,191	
平成14年12月26日	35,000	1,667	33,333	
平成14年12月26日	24,000	1,143	22,857	
平成14年12月26日	18,000	857	17,143	
平成14年12月26日	11,000	524	10,476	
平成14年12月26日	9,000	429	8,571	
平成14年12月26日	65,000	3,095	61,905	
平成14年12月26日	49,000	2,333	46,667	
平成14年12月26日	77,000	3,667	73,333	
平成14年12月26日	18,000	857	17,143	
平成14年12月27日	55,000	2,619	52,381	
平成14年12月27日	59,000	2,810	56,191	
平成14年12月27日	65,000	3,095	61,905	
平成14年12月27日	15,000	714	14,286	
平成14年12月30日	63,000	3,000	60,000	
平成14年12月30日	53,000	2,524	50,476	
平成14年12月30日	40,000	1,905	38,095	
平成14年12月30日	59,000	2,810	56,191	
平成14年12月30日	73,000	3,476	69,524	
平成14年12月30日	18,000	857	17,143	
平成14年12月30日	17,000	810	16,191	
平成14年12月30日	24,000	1,143	22,857	
平成14年12月30日	67,000	3,191	63,810	
14年12月分計	2,284,000	108,762	2,175,238	
平成15年1月6日	55,000	2,619	52,381	
平成15年1月6日	35,000	1,667	33,333	
平成15年1月6日	55,000	2,619	52,381	
平成15年1月6日	18,000	857	17,143	

年 月 日	①入金額	③税抜金額 (①-②)		振 込 人
		②内消費税額		
平成15年1月6日	59,000	2,810	56,191	
平成15年1月6日	16,000	762	15,238	
平成15年1月6日	36,000	1,714	34,286	
平成15年1月7日	15,000	714	14,286	
平成15年1月7日	18,000	857	17,143	
平成15年1月7日	36,000	1,714	34,286	
平成15年1月7日	53,000	2,524	50,476	
平成15年1月7日	61,000	2,905	58,095	
平成15年1月7日	70,000	3,333	66,667	
平成15年1月8日	61,000	2,905	58,095	
平成15年1月8日	59,000	2,810	56,191	
平成15年1月8日	55,000	2,619	52,381	
平成15年1月8日	55,000	2,619	52,381	
平成15年1月9日	17,000	810	16,191	
平成15年1月9日	74,000	3,524	70,476	
平成15年1月9日	35,000	1,667	33,333	
平成15年1月9日	55,000	2,619	52,381	
平成15年1月9日	49,000	2,333	46,667	
平成15年1月9日	55,000	2,619	52,381	
平成15年1月9日	55,000	2,619	52,381	
平成15年1月9日	15,000	714	14,286	
平成15年1月9日	40,000	1,905	38,095	
平成15年1月9日	17,000	810	16,191	
平成15年1月9日	49,000	2,333	46,667	
平成15年1月10日	36,000	1,714	34,286	
平成15年1月10日	55,000	2,619	52,381	
平成15年1月10日	18,000	857	17,143	
平成15年1月10日	59,000	2,810	56,191	
平成15年1月10日	18,000	857	17,143	
平成15年1月10日	83,000	3,952	79,048	
平成15年1月10日	34,000	1,619	32,381	
平成15年1月10日	63,000	3,000	60,000	
平成15年1月10日	55,000	2,619	52,381	
平成15年1月14日	33,000	1,571	31,429	
平成15年1月14日	32,000	1,524	30,476	
平成15年1月14日	15,000	714	14,286	
平成15年1月14日	55,000	2,619	52,381	
平成15年1月14日	55,000	2,619	52,381	
平成15年1月14日	55,000	2,619	52,381	
平成15年1月15日	34,000	1,619	32,381	
平成15年1月15日	15,000	714	14,286	
平成15年1月16日	109,000	5,191	103,810	
平成15年1月17日	58,000	2,762	55,238	
平成15年1月17日	17,000	810	16,191	
平成15年1月17日	6,000	286	5,714	
平成15年1月17日	122,000	5,810	116,191	
平成15年1月20日	54,000	2,571	51,429	
平成15年1月20日	59,000	2,810	56,191	
平成15年1月20日	34,000	1,619	32,381	

年 月 日	①入金額	③税抜金額 (①-②)		振 込 人
		②内消費税額		
平成15年1月20日	55,000	2,619	52,381	
平成15年1月21日	53,000	2,524	50,476	
平成15年1月22日	37,000	1,762	35,238	
平成15年1月23日	18,000	857	17,143	
平成15年1月27日	△18,000	△857	△17,143	
平成15年1月27日	60,000	2,857	57,143	
平成15年1月27日	30,000	1,429	28,571	
平成15年1月28日	33,000	1,571	31,429	
平成15年1月28日	△5,000	△238	△4,762	
平成15年1月29日	35,000	1,667	33,333	
平成15年1月29日	77,000	3,667	73,333	
平成15年1月29日	62,000	2,952	59,048	
平成15年1月29日	35,000	1,667	33,333	
平成15年1月29日	79,000	3,762	75,238	
平成15年1月30日	55,000	2,619	52,381	
平成15年1月30日	33,000	1,571	31,429	
平成15年1月31日	57,000	2,714	54,286	
平成15年1月31日	52,000	2,476	49,524	
15年1月分計	3,140,000	149,523	2,990,477	
平成15年2月3日	59,000	2,810	56,191	
平成15年2月3日	57,000	2,714	54,286	
平成15年2月7日	60,000	2,857	57,143	
平成15年2月7日	49,000	2,333	46,667	
平成15年2月10日	82,000	3,905	78,095	
平成15年2月12日	110,000	5,238	104,762	
平成15年2月12日	18,000	857	17,143	
平成15年2月13日	30,000	1,429	28,571	
平成15年2月13日	35,000	1,667	33,333	
平成15年2月14日	36,000	1,714	34,286	
平成15年2月17日	40,000	1,905	38,095	
平成15年2月17日	6,000	286	5,714	
平成15年2月18日	49,000	2,333	46,667	
平成15年2月18日	102,000	4,857	97,143	
平成15年2月19日	49,000	2,333	46,667	
平成15年2月19日	70,000	3,333	66,667	
平成15年2月20日	63,000	3,000	60,000	
平成15年2月21日	63,000	3,000	60,000	
平成15年2月24日	17,000	810	16,191	
平成15年2月24日	1,000,000	47,619	952,381	
平成15年2月26日	56,000	2,667	53,333	
平成15年2月26日	17,000	810	16,191	
平成15年2月26日	59,000	2,810	56,191	
平成15年2月26日	55,000	2,619	52,381	
平成15年2月28日	66,000	3,143	62,857	
15年2月分計	2,248,000	107,047	2,140,953	
平成15年3月3日	38,000	1,810	36,191	
平成15年3月4日	30,000	1,429	28,571	
平成15年3月4日	104,000	4,952	99,048	
平成15年3月6日	118,000	5,619	112,381	

年 月 日	①入金額	③税抜金額 (①-②)		振 込 人
		②内消費税額		
平成15年3月10日	55,000	2,619	52,381	
平成15年3月10日	18,000	857	17,143	
平成15年3月10日	55,000	2,619	52,381	
平成15年3月10日	11,000	524	10,476	
平成15年3月10日	20,000	952	19,048	
平成15年3月10日	18,000	857	17,143	
平成15年3月11日	54,000	2,571	51,429	
平成15年3月11日	18,000	857	17,143	
平成15年3月11日	74,000	3,524	70,476	
平成15年3月11日	59,000	2,810	56,191	
平成15年3月11日	31,000	1,476	29,524	
平成15年3月11日	30,000	1,429	28,571	
平成15年3月11日	55,000	2,619	52,381	
平成15年3月11日	55,000	2,619	52,381	
平成15年3月12日	36,000	1,714	34,286	
平成15年3月12日	144,000	6,857	137,143	
平成15年3月12日	34,000	1,619	32,381	
平成15年3月12日	55,000	2,619	52,381	
平成15年3月12日	54,000	2,571	51,429	
平成15年3月12日	18,000	857	17,143	
平成15年3月13日	17,000	810	16,191	
平成15年3月13日	18,000	857	17,143	
平成15年3月13日	15,000	714	14,286	
平成15年3月13日	6,000	286	5,714	
平成15年3月13日	64,000	3,048	60,952	
平成15年3月13日	49,000	2,333	46,667	
平成15年3月13日	55,000	2,619	52,381	
平成15年3月13日	58,000	2,762	55,238	
平成15年3月13日	78,000	3,714	74,286	
平成15年3月14日	59,000	2,810	56,191	
平成15年3月14日	48,265	2,298	45,967	
平成15年3月14日	49,000	2,333	46,667	
平成15年3月14日	77,000	3,667	73,333	
平成15年3月17日	59,000	2,810	56,191	
平成15年3月17日	55,000	2,619	52,381	
平成15年3月17日	55,000	2,619	52,381	
平成15年3月17日	59,000	2,810	56,191	
平成15年3月17日	15,000	714	14,286	
平成15年3月17日	65,000	3,095	61,905	
平成15年3月18日	23,000	1,095	21,905	
平成15年3月19日	55,000	2,619	52,381	
平成15年3月19日	79,000	3,762	75,238	
平成15年3月19日	6,000	286	5,714	
平成15年3月19日	35,000	1,667	33,333	
平成15年3月20日	22,000	1,048	20,952	
平成15年3月20日	59,000	2,810	56,191	
平成15年3月20日	35,000	1,667	33,333	
平成15年3月20日	73,000	3,476	69,524	
平成15年3月24日	55,000	2,619	52,381	

年 月 日	①入金額	③税抜金額 (①-②)		振 込 人
		②内消費税額		
平成15年3月24日	41,000	1,952	39,048	
平成15年3月24日	75,000	3,571	71,429	
平成15年3月24日	18,000	857	17,143	
平成15年3月25日	16,000	762	15,238	
平成15年3月25日	40,000	1,905	38,095	
平成15年3月25日	15,000	714	14,286	
平成15年3月26日	34,000	1,619	32,381	
平成15年3月26日	216,000	10,286	205,714	
平成15年3月26日	114,000	5,429	108,571	
平成15年3月26日	35,000	1,667	33,333	
平成15年3月26日	55,000	2,619	52,381	
平成15年3月27日	56,000	2,667	53,333	
平成15年3月27日	60,000	2,857	57,143	
平成15年3月28日	24,000	1,143	22,857	
平成15年3月28日	57,000	2,714	54,286	
平成15年3月28日	18,000	857	17,143	
平成15年3月31日	108,000	5,143	102,857	
平成15年3月31日	60,000	2,857	57,143	
15年3月分計	3,569,265	169,964	3,399,301	
平成15年4月1日	△4,000	△191	△3,810	
平成15年4月1日	56,000	2,667	53,333	
平成15年4月1日	12,000	571	11,429	
平成15年4月1日	6,000	286	5,714	
平成15年4月2日	49,000	2,333	46,667	
平成15年4月2日	60,000	2,857	57,143	
平成15年4月4日	35,000	1,667	33,333	
平成15年4月4日	98,000	4,667	93,333	
平成15年4月7日	49,000	2,333	46,667	
平成15年4月7日	18,000	857	17,143	
平成15年4月9日	55,000	2,619	52,381	
平成15年4月10日	35,000	1,667	33,333	
平成15年4月11日	59,000	2,810	56,191	
平成15年4月11日	36,000	1,714	34,286	
平成15年4月11日	6,000	286	5,714	
平成15年4月14日	49,000	2,333	46,667	
平成15年4月14日	21,000	1,000	20,000	
平成15年4月14日	19,000	905	18,095	
平成15年4月14日	38,000	1,810	36,191	
平成15年4月14日	39,000	1,857	37,143	
平成15年4月15日	59,000	2,810	56,191	
平成15年4月15日	50,000	2,381	47,619	
平成15年4月15日	36,000	1,714	34,286	
平成15年4月15日	55,000	2,619	52,381	
平成15年4月16日	35,685	1,699	33,986	
平成15年4月17日	36,000	1,714	34,286	
平成15年4月17日	35,000	1,667	33,333	
平成15年4月17日	18,000	857	17,143	
平成15年4月17日	18,000	857	17,143	
平成15年4月21日	53,000	2,524	50,476	

年 月 日	①入金額	③税抜金額 (①-②)		振 込 人
		②内消費税額		
平成15年4月21日	19,000	905	18,095	
平成15年4月21日	35,000	1,667	33,333	
平成15年4月21日	59,000	2,810	56,191	
平成15年4月21日	56,000	2,667	53,333	
平成15年4月24日	50,000	2,381	47,619	
平成15年4月28日	18,000	857	17,143	
平成15年4月28日	17,000	810	16,191	
平成15年4月28日	15,000	714	14,286	
平成15年4月30日	59,000	2,810	56,191	
平成15年4月30日	17,000	810	16,191	
平成15年4月30日	55,000	2,619	52,381	
平成15年4月30日	35,000	1,667	33,333	
平成15年4月30日	15,000	714	14,286	
平成15年4月30日	18,000	857	17,143	
15年4月分計	1,599,685	76,175	1,523,510	
平成15年5月1日	17,000	810	16,191	
平成15年5月1日	18,000	857	17,143	
平成15年5月1日	23,000	1,095	21,905	
平成15年5月1日	59,000	2,810	56,191	
平成15年5月1日	54,000	2,571	51,429	
平成15年5月1日	49,000	2,333	46,667	
平成15年5月2日	59,000	2,810	56,191	
平成15年5月2日	63,000	3,000	60,000	
平成15年5月2日	48,000	2,286	45,714	
平成15年5月2日	16,000	762	15,238	
平成15年5月2日	17,000	810	16,191	
平成15年5月2日	55,000	2,619	52,381	
平成15年5月6日	33,000	1,571	31,429	
平成15年5月6日	55,000	2,619	52,381	
平成15年5月6日	35,000	1,667	33,333	
平成15年5月6日	59,000	2,810	56,191	
平成15年5月6日	46,000	2,191	43,810	
平成15年5月6日	74,000	3,524	70,476	
平成15年5月6日	16,000	762	15,238	
平成15年5月6日	33,000	1,571	31,429	
平成15年5月6日	63,000	3,000	60,000	
平成15年5月6日	77,000	3,667	73,333	
平成15年5月6日	40,000	1,905	38,095	
平成15年5月7日	39,000	1,857	37,143	
平成15年5月7日	21,000	1,000	20,000	
平成15年5月7日	55,000	2,619	52,381	
平成15年5月7日	15,000	714	14,286	
平成15年5月8日	18,000	857	17,143	
平成15年5月8日	16,000	762	15,238	
平成15年5月8日	49,000	2,333	46,667	
平成15年5月8日	69,000	3,286	65,714	
平成15年5月8日	103,000	4,905	98,095	
平成15年5月9日	55,000	2,619	52,381	
平成15年5月9日	59,000	2,810	56,191	

年 月 日	①入金額	③税抜金額 (①-②)		振 込 人
		②内消費税額		
平成15年5月9日	59,000	2,810	56,191	
平成15年5月9日	12,000	571	11,429	
平成15年5月12日	17,000	810	16,191	
平成15年5月12日	41,000	1,952	39,048	
平成15年5月12日	△10,000	△476	△9,524	
平成15年5月12日	35,000	1,667	33,333	
平成15年5月12日	83,000	3,952	79,048	
平成15年5月13日	49,000	2,333	46,667	
平成15年5月13日	34,000	1,619	32,381	
平成15年5月14日	48,000	2,286	45,714	
平成15年5月14日	63,000	3,000	60,000	
平成15年5月15日	17,000	810	16,191	
平成15年5月15日	85,000	4,048	80,952	
平成15年5月16日	29,000	1,381	27,619	
平成15年5月19日	16,000	762	15,238	
平成15年5月19日	139,000	6,619	132,381	
平成15年5月19日	54,000	2,571	51,429	
平成15年5月20日	83,000	3,952	79,048	
平成15年5月21日	59,000	2,810	56,191	
平成15年5月21日	37,000	1,762	35,238	
平成15年5月22日	60,000	2,857	57,143	
平成15年5月22日	60,000	2,857	57,143	
平成15年5月23日	36,000	1,714	34,286	
平成15年5月23日	39,000	1,857	37,143	
平成15年5月26日	54,000	2,571	51,429	
平成15年5月27日	17,000	810	16,191	
平成15年5月28日	18,000	857	17,143	
平成15年5月29日	112,000	5,333	106,667	
平成15年5月29日	50,000	2,381	47,619	
平成15年5月30日	16,000	762	15,238	
平成15年5月30日	79,000	3,762	75,238	
平成15年5月30日	55,000	2,619	52,381	
15年5月分計	3,054,000	145,428	2,908,572	
平成15年6月2日	40,000	1,905	38,095	
平成15年6月3日	60,000	2,857	57,143	
平成15年6月4日	36,000	1,714	34,286	
平成15年6月4日	36,000	1,714	34,286	
平成15年6月5日	119,000	5,667	113,333	
平成15年6月5日	55,000	2,619	52,381	
平成15年6月10日	60,000	2,857	57,143	
平成15年6月11日	45,000	2,143	42,857	
平成15年6月13日	74,000	3,524	70,476	
平成15年6月17日	115,000	5,476	109,524	
平成15年6月18日	17,000	810	16,191	
平成15年6月19日	18,000	857	17,143	
平成15年6月19日	63,000	3,000	60,000	
平成15年6月19日	41,000	1,952	39,048	
平成15年6月19日	60,000	2,857	57,143	
平成15年6月20日	76,000	3,619	72,381	

年 月 日	①入金額	③税抜金額 (①-②)		振 込 人
		②内消費税額		
平成15年6月24日	49,000	2,333	46,667	
平成15年6月25日	29,580	1,409	28,171	
平成15年6月27日	33,000	1,571	31,429	
平成15年6月30日	116,000	5,524	110,476	
平成15年6月30日	18,000	857	17,143	
平成15年6月30日	96,000	4,571	91,429	
15年6月分計	1,256,580	59,837	1,196,743	
平成15年7月2日	17,000	810	16,191	
平成15年7月3日	56,000	2,667	53,333	
平成15年7月3日	20,000	952	19,048	
平成15年7月4日	59,000	2,810	56,191	
平成15年7月4日	33,000	1,571	31,429	
平成15年7月4日	55,000	2,619	52,381	
平成15年7月4日	59,000	2,810	56,191	
平成15年7月7日	38,000	1,810	36,191	
平成15年7月7日	18,000	857	17,143	
平成15年7月7日	31,000	1,476	29,524	
平成15年7月7日	64,000	3,048	60,952	
平成15年7月7日	38,000	1,810	36,191	
平成15年7月7日	24,000	1,143	22,857	
平成15年7月7日	17,000	810	16,191	
平成15年7月7日	39,000	1,857	37,143	
平成15年7月8日	35,000	1,667	33,333	
平成15年7月8日	10,000	476	9,524	
平成15年7月8日	110,000	5,238	104,762	
平成15年7月8日	49,000	2,333	46,667	
平成15年7月8日	25,000	1,191	23,810	
平成15年7月9日	21,000	1,000	20,000	
平成15年7月9日	38,000	1,810	36,191	
平成15年7月9日	55,000	2,619	52,381	
平成15年7月9日	63,000	3,000	60,000	
平成15年7月9日	71,000	3,381	67,619	
平成15年7月9日	32,000	1,524	30,476	
平成15年7月9日	63,000	3,000	60,000	
平成15年7月9日	6,000	286	5,714	
平成15年7月10日	55,000	2,619	52,381	
平成15年7月10日	18,000	857	17,143	
平成15年7月10日	35,000	1,667	33,333	
平成15年7月11日	8,000	381	7,619	
平成15年7月14日	77,000	3,667	73,333	
平成15年7月14日	20,000	952	19,048	
平成15年7月14日	75,000	3,571	71,429	
平成15年7月14日	18,000	857	17,143	
平成15年7月15日	59,000	2,810	56,191	
平成15年7月15日	18,000	857	17,143	
平成15年7月15日	15,000	714	14,286	
平成15年7月15日	34,000	1,619	32,381	
平成15年7月15日	59,000	2,810	56,191	
平成15年7月15日	35,000	1,667	33,333	

年 月 日	①入金額	③税抜金額 (①-②)		振 込 人
		②内消費税額		
平成15年7月16日	55,000	2,619	52,381	
平成15年7月16日	73,000	3,476	69,524	
平成15年7月16日	18,000	857	17,143	
平成15年7月16日	67,000	3,191	63,810	
平成15年7月17日	53,000	2,524	50,476	
平成15年7月17日	33,000	1,571	31,429	
平成15年7月17日	55,000	2,619	52,381	
平成15年7月17日	59,000	2,810	56,191	
平成15年7月17日	20,000	952	19,048	
平成15年7月17日	18,000	857	17,143	
平成15年7月17日	59,000	2,810	56,191	
平成15年7月17日	60,000	2,857	57,143	
平成15年7月18日	49,000	2,333	46,667	
平成15年7月18日	20,000	952	19,048	
平成15年7月22日	△4,000	△191	△3,810	
平成15年7月22日	40,200	1,914	38,286	
平成15年7月22日	17,000	810	16,191	
平成15年7月22日	79,000	3,762	75,238	
平成15年7月22日	19,000	905	18,095	
平成15年7月23日	18,000	857	17,143	
平成15年7月24日	55,000	2,619	52,381	
平成15年7月25日	59,000	2,810	56,191	
平成15年7月28日	70,000	3,333	66,667	
平成15年7月28日	56,000	2,667	53,333	
平成15年7月28日	9,000	429	8,571	
平成15年7月28日	59,000	2,810	56,191	
平成15年7月28日	6,000	286	5,714	
平成15年7月30日	15,000	714	14,286	
平成15年7月30日	17,000	810	16,191	
平成15年7月31日	44,000	2,095	41,905	
15年7月分計	2,870,200	136,675	2,733,525	
平成15年8月1日	108,000	5,143	102,857	
平成15年8月1日	72,000	3,429	68,571	
平成15年8月4日	18,000	857	17,143	
平成15年8月4日	66,000	3,143	62,857	
平成15年8月5日	49,000	2,333	46,667	
平成15年8月5日	55,000	2,619	52,381	
平成15年8月6日	17,000	810	16,191	
平成15年8月6日	49,000	2,333	46,667	
平成15年8月6日	17,000	810	16,191	
平成15年8月7日	64,000	3,048	60,952	
平成15年8月11日	35,000	1,667	33,333	
平成15年8月11日	56,000	2,667	53,333	
平成15年8月18日	60,000	2,857	57,143	
平成15年8月18日	49,000	2,333	46,667	
平成15年8月20日	59,000	2,810	56,191	
平成15年8月20日	36,000	1,714	34,286	
平成15年8月25日	55,000	2,619	52,381	
平成15年8月25日	34,000	1,619	32,381	

年 月 日	①入金額	③税抜金額		振 込 人
		②内消費税額	(①－②)	
平成15年8月26日	53,000	2,524	50,476	
平成15年8月26日	36,000	1,714	34,286	
平成15年8月26日	60,000	2,857	57,143	
平成15年8月26日	65,000	3,095	61,905	
平成15年8月27日	35,000	1,667	33,333	
平成15年8月27日	60,000	2,857	57,143	
平成15年8月27日	56,000	2,667	53,333	
平成15年8月28日	59,000	2,810	56,191	
平成15年8月28日	118,000	5,619	112,381	
平成15年8月29日	34,000	1,619	32,381	
15年8月分計	1,475,000	70,238	1,404,762	
合 計	28,009,730	1,333,791	26,675,939	